

越谷市一般貨物自動車運送事業

燃料価格高騰対策支援金のご案内

燃料価格高騰の影響を受けた一般貨物自動車運送事業者等を対象として、車両維持と事業継続を目的とした支援金を交付します。

1. 対象事業者

▼ 次の事項に該当する者（全ての条件を満たしている必要があります。）

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）。
- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する許可を受けた一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者であって、令和3年12月31日以前から越谷市内に営業所許可を有すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例（平成25年条例14号）第3条第2項に規定する暴力団関係者の関与がないこと。
- (4) 支援金の申請日において廃業しておらず、今後も事業を継続する意思があること。

2. 対象車両

▼ 次の事項に該当する車両（全ての条件を満たしている必要があります。）

- (1) 対象事業者が所有又はリース契約に基づく借用をしている車両で、国土交通省関東運輸局に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の事業用車両として届け出ている車両のうち、所属営業所が越谷市内である車両を対象とする。ただし、被牽引及び霊きゅう自動車を除く。
- (2) 登録年月日が令和3年12月31日以前であって、申請日まで引き続き登録されている車両（車検の有効期間内であること）。

3. 支援金の額

対象事業者の補助対象車両数に次の単価を乗じた金額とする。ただし、1事業者あたりの上限は20台分までとする。

事業用自動車の種別	単価
普通・けん引	54,000円
小型	27,000円

4. 申請期間

令和4年10月11日（火）～令和4年11月30日（水）

窓口の受付は午前8時30分～午後5時15分（土日祝は除く）、郵送は期間内消印有効

5. 申請方法

▼ 下記の宛先に郵送または直接経済振興課の窓口申請書類を提出してください。

〒343-8501

越谷市越ヶ谷4-2-1

越谷市役所 経済振興課 一般貨物自動車運送事業燃料価格高騰対策支援金担当 行

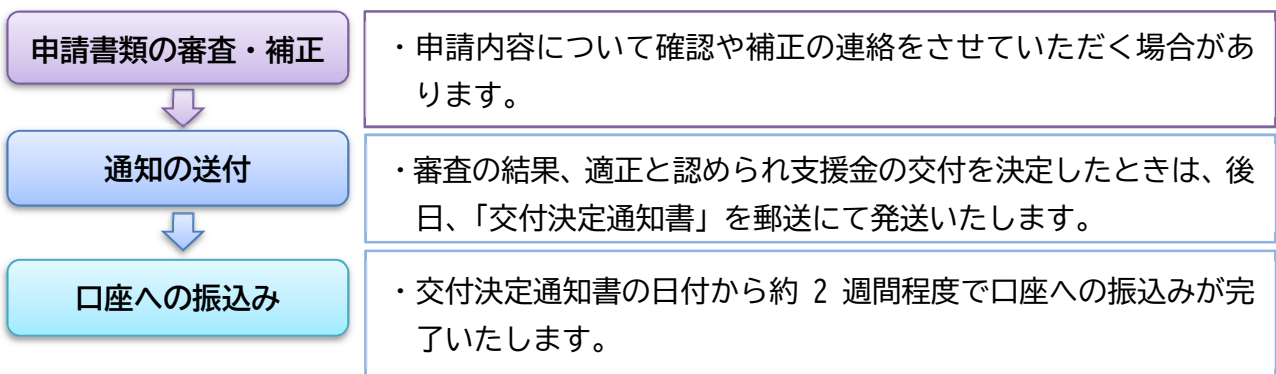
6. 申請書類

- (1) 越谷市一般貨物自動車運送事業燃料価格高騰対策支援金交付申請書(兼)請求書(第1号様式)
- (2) 登記簿謄本の写し(法人)(発行から3か月以内)
- (3) 一般貨物自動車運送事業燃料価格高騰対策支援金対象車両一覧(第2号様式)
- (4) 補助対象車両の車検証の写し
- (5) 直近に実施した増減車に係る一般貨物自動車運送事業の事業計画変更届出書及びその別紙2の写し(増減車を実施したことがない場合は、一般(特定)貨物自動車運送事業の運輸開始届出書の写し)
- (6) 振込口座の通帳の写し

※その他市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

※申請書類は越谷市ホームページからダウンロードできます。なお、経済振興課窓口でも配布しております。

7. 申請書類提出後の流れ



8. 注意事項

- ・本支援金の交付決定後、申請内容に虚偽・不正等が発覚した場合、支援金の交付決定を取り消し、全額を返還していただきます。
- ・越谷市から検査・是正・報告等の措置を求めた場合は、これに応じていただきます。

9. お問い合わせ先

越谷市経済振興課 電話：048-967-4680

住所：越谷市越ヶ谷4-2-1 越谷市役所第三庁舎4階